



2025年4月25日

各位

会社名 富士ソフト株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 坂下 智保
(コード番号：9749、東証プライム市場)
問合せ先 経営財務部長 小西 信介
(TEL. 045-650-8811)

株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に係る承認決議のお知らせ

当社は、2025年3月25日に公表した「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」(以下「2025年3月25日付当社プレスリリース」といいます。)にてお知らせしておりましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に係る各議案について、本日開催の当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2025年5月15日までの間、整理銘柄に指定された後、2025年5月16日をもって上場廃止となる予定です。また、2024年2月14日に導入を公表しております業績連動型株式報酬制度につきましては、上場廃止に伴い廃止することとなります。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

1. 第1号議案(株式併合の件)

2025年3月25日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社株式について、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)を実施するものであります。

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

当社株式について、6,056,800株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

63,030,240株

④ 効力発生前における発行済株式総数

63,030,250株

(注)当社は、2025年3月25日開催の取締役会において、2025年5月19日付で自己株式4,369,750株(2025年3月14日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当します。)を消却することを決議いたしましたので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

10 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

40 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

(a) 会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、FK 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）及び有限会社エヌエフシー（以下「NFC」といいます。）並びに本株式併合の効力発生の直前時点において NFC 所有株式の数以上の当社株式を所有するその他の株主以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計（合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対し、その端数に応じて交付します。当該売却については、当社株式が 2025 年 5 月 16 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いこと等を踏まえ、当社は、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である 2025 年 5 月 19 日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に公開買付者が実施した 2024 年 11 月 20 日から 2025 年 2 月 19 日までを買付け等の期間とする当社株式及び本新株予約権（注）に対する公開買付け（以下「第 2 回公開買付け」といいます。）における当社株式 1 株当たりの買付け等の価格と同額である 9,850 円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されることとなるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

（注）「本新株予約権」とは、下記（i）から（iii）の新株予約権を総称していいます。

（i）2022 年 3 月 29 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 5 回新株予約権（行使期間は 2024 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 29 日まで。）

（ii）2023 年 3 月 28 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 6 回新株予約権（行使期間は 2025 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 28 日まで。）

（iii）2024 年 3 月 26 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 7 回新株予約権（行使期間は 2026 年 3 月 27 日から 2034 年 3 月 24 日まで。）

(b) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称

FK 株式会社（公開買付者）

(c) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に係る資金については、親会社である FK ホールディングス株式会社から出資及び借入れを受けること並びに、株式会社横浜銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行及び株式会社三菱 UFJ 銀行からの借入れを受けることにより賄うことを予定しているとのことです。

当社は、第 2 回公開買付けの実行手続において、公開買付者が、2024 年 11 月 20 日に提出した公開買付け届出書及び 2025 年 2 月 4 日に提出した公開買付け届出書の訂正届出書に添付された出資証明書及び融

資証明書を確保することによって、公開買付者における資金確保の方法を確認しております。また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。したがって、当社は、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払のための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

(d) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2025年5月下旬を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2025年6月上旬から同年6月中旬を目途に当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、当該許可取得から1ヶ月～2ヶ月程度を目途に、順次、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付することを予定しております。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われる見込みであり、また、当該売却によって得られた代金の株主の皆様への交付が行われる見込みがあるものと判断しております。

2. 第2号議案（定款一部変更について）

当該変更の内容の詳細は、2025年3月25日付当社プレスリリースに記載のとおりです。当該定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、2025年5月20日に効力が発生する予定です。

- ① 第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は40株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- ② 第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は10株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株式についての権利）を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- ③ 第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となるとともに1株以上の当社株式を所有する者は公開買付者及びNFC並びに本株式併合の効力発生の直前時点においてNFC所有株式の数以上の当社株式を所有するその他の株主のみとなり、また本株式併合後の端数処理及び公開買付者による取得により、当社の株主は公開買付者及びNFCのみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第12条（基準日）及び第14条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2025年4月25日（金）
② 整理銘柄指定日	2025年4月25日（金）
③ 当社株式の最終売買日	2025年5月15日（木）（予定）

④ 当社株式の上場廃止日	2025年5月16日(金)(予定)
⑤ 本株式併合の効力発生日	2025年5月20日(火)(予定)

以上